

標題

マーシャル諸島籍船の医療用酸素シリンダについて

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1249
発行日 2021 年 11 月 8 日

各位

今般、マーシャル諸島政府から、医療用酸素シリンダについて [Marine Notice No.2-011-2 Rev. Jun/2021](#) により通知がありました。前回(Rev. Nov/2019)から、項目 5 の医療用酸素シリンダの確認時期が改訂されました。また、危険物を運送する船舶における安全管理システム(SMS)に関する規定を本テクニカル・インフォメーション項目 7 に追記しました。

尚、本テクニカル・インフォメーションの発行をもちまして、2019 年 12 月 24 日発行の ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1197 を絶版といたします。

1. Medical First Aid Guide (MFAG) Appendix14 - List of Equipment において Column A 又は B に該当する船舶は、少なくとも 44 L/200bar の酸素を次の(1)及び(2)のとおり備えること。
なお、Column A とは 24 時間に負傷者を陸上の施設に入院させることが困難な船舶の要件、Column B とは 2 時間から 24 時間の間に負傷者を陸上の施設に入院させることが可能な船舶の要件である。
 - (1) 1 本の 40L/200bar の医療用酸素シリンダを病室内に備え、2 名に対して同時に酸素を供給するために 2 つのポートを有する 1 つの流量計ユニット備えた状態で、直ちに使用できる状態にされていること。
 - (2) 2L/200bar の医療用酸素シリンダ 1 本と 2L/200bar の予備シリンダ 1 本を備え、直ちに使用できるよう、持運び用として一組の装具を準備しておくこと。
2. 2 名に対して同時に酸素を供給するための流量計ユニットが備えられることを条件として、1 本の 40L/200bar の医療用酸素シリンダを 2 本の 20L/200bar のシリンダ又は 4 本の 10L/200bar のシリンダで代用することができる。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

3. 充填圧力が 200bar 未満の医療用酸素シリンダは、複数のシリンダの総量が 1 本の 40 L/200 bar の医療用酸素シリンダ又は 1 本の 2L/200bar のシリンダと同等又はそれ以上であることを条件として、使用することができる。代替のシリンダの容量を確認するため、当該シリンダを備える前には製造者に相談する必要がある。さらに、次の(1)から(4)も満たす必要がある。
 - (1) 全てのシリンダの充填圧力は同じとすること。
 - (2) 荒天時でもシリンダが移動しないように固定された場所に備え付けること。
 - (3) シリンダには圧力調整ユニット及び圧力計を取り付け、シリンダを作動させるための追加のキーを備えること。
 - (4) 全てのシリンダは同じ接続器具とし、同色とすること。
4. 医療用酸素シリンダは 5 年毎又は製造者によって指定された間隔のいずれか早い時期までに水圧試験が実施されること。
5. 医療用酸素シリンダの酸素の容量は製造者の指示する時期までに確認され、必要に応じて補充されること。
6. 医療用酸素シリンダを含む蘇生器一式は製造者の指示に従って、資格者により毎年確認されること。
7. 危険物運搬船適合証書(DG 証書)が発行されている船舶であっても、実際に危険物を運送していない間は、医療用酸素シリンダの搭載は要求されない。本船の安全管理システム(SMS)には、危険物の運送を開始する前に当該シリンダ及びそのシステムが船上に供給されることを確実にするための規定を含めること。
8. MFAG は国連番号(UN Number)が付与される貨物を積載する全ての船舶に適用される。この点について、IMDG Code/IMSBC Code/the Emergency Procedure for Ships Carrying Dangerous Goods (EmS)/ IBC Code/IGC Code の規定に関連して医療用酸素シリンダが用いられるべきと MFAG の前文において言及されていることに注意すること。
9. 2016 年 7 月 1 日以降に起工するガスキャリアー及びケミカルタンカーについて、医療用酸素シリンダは上記 1 から 8 の規定に適合すること。
10. 現時点において上記の 1 から 8 の規定に従って医療用酸素シリンダが供給されていない既存のガスキャリアー及びケミカルタンカーについても、2016 年 7 月 1 日以降の最初の中間検査又は更新検査までに当該規定に適合すること。

これに従い、当該シリンダが上記の規定に適合していることを定期的 SE 検査及び初回検査の際に確認致します。

(次頁に続く)

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp